

標準ローターアクトクラブ・定款

第1条…名称

本会の名称は岡崎ローターアクトクラブとする。

第2条…目的及び目標

ローターアクトの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々のあいだによりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにある。

ローターアクトの目標は次の通りである。

1. 専門技術及び指導能力を開発すること。
2. 個人の価値を認める考え方に立脚して他人の権利を尊重する概念を養うこと。
3. すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること。
4. 指導者としての資質という面でも、職業上の責務を遂行するという面でも、道徳的基準が大切であることを認識し、実践、推進すること。
5. 地域社会と世界各地のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を深めること。
6. 地域社会に奉仕し、かつ、国際理解と全人類に対する善意を推進するために、個人として、また、団体として、活動する機会を提供すること。

第3条…提唱者

1. 岡崎ローターアクト・クラブの提唱者は岡崎・岡崎南・岡崎東・岡崎城南ロータリー・クラブである。提唱者は最小限5名のロータリアンにより成る委員会により、本ローターアクト・クラブを指導し、本ローターアクト・クラブの後見人としての責務を負うものとする。提唱ロータリー・クラブが積極的に直接参加し続けるか否かによって、本ローターアクト・クラブの成功、発展が決まることになる。
2. 本クラブは、すべての便箋類に提唱ロータリー・クラブの名称を入れなければならない。
3. ローターアクト結成の基盤は提唱ロータリー・クラブの周辺内に居住、就職または就学中の青年男女である。総合大学または他の最高教育機関が提唱ロータリー・クラブの周辺内にある場合には、これらの各教育機関の全学生も結成の基盤となりうるものとする。本クラブは、提唱ロータリー・クラブの一部ではない。また、本クラブ乃至会員は提唱ロータリー・クラブに対していかなる権利も特典ももつものではない。
4. 本クラブは、政治、宗教にかかわりのない団体である。

5. 提唱ロータリー・クラブが終結した場合、ロータリー地区のガバナーは別の提唱ロータリー・クラブを任命しようとしなければならない。120 日以内に提唱ロータリー・クラブが見つからない場合、そのローターアクト・クラブは終結することになる。

第4条…会員資格

1. 本クラブの会員は、善良な性格と指導者の素質とを備えた年齢 18 歳から 30 歳までの青年男女によって構成されるものとする。
2. 本クラブの会員の選考方法は、本クラブが提唱ロータリー・クラブと協議のうえ決定する。大学を基盤とするローターアクト・クラブの会員選考方法は大学当局の承認を要する。
3. 本ローターアクト・クラブの各会員は毎年本クラブの定例会合総数の少なくとも 60 パーセントには出席しなければならない。但し、下記のようにしてクラブの定例会合への欠席を補填することができるものとする：本クラブの例会に欠席した会員は、誰でも欠席したその日の直前または直後の 2 週間のうちのどの日かに、他のどこかのローターアクト・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填することができる。
4. 理事会がローターアクト・プログラムに対して採択している年齢枠内のロータリー財団奨学生はすべて、他国で勉学中、ローターアクト・クラブのゲスト会員となる資格を有するものとする。
5. 会員身分は(a)正当かつ十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を怠った場合、(b)クラブが解散した場合、または(c)年齢が 30 歳に達したローターアクト年度の 6 月 30 日に自動的に終結するものとする。
6. 会員身分は(a)会員の資格条件に合致しなくなった場合、または(b)適正な資格を有する会員全員の 3 分の 2 以上の多数をもって本クラブが決定した理由により、終結させるものとする。

第5条…会合

1. 本クラブ会員に好都合の日時と場所において、細則に従って少なくとも毎月 2 回会合しなければならない。
2. 理事会は、細則の規定に従って会合しなければならない。
3. 国際ロータリーは、提唱ロータリー・クラブが 1 人または数人の会員を指定して 1 ヶ月に少なくとも 1 回はローターアクトの会合に出席させることを要請している。
4. クラブおよび理事会の会合は、休日または休暇の期間中は、理事会の裁量により、これを取りやめることができる。但し、かかる会合を取りやめる場合は、その旨を提唱ロータリー・クラブと地区ローターアクト代表へ通知するものとする。
5. クラブと理事会の会合の議事録は、各会合後 2 週間以内に提唱ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員長に提出するものとする。

第6条…役員および理事

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則の規定するその他の役員とする。
2. 本クラブの管理主体は、適正会員から選出された会長、直前会長、副会長、幹事、会計および本クラブが定めた数のその他の理事をもって構成する理事会とする。理事会並びにクラブのすべての決定、方針および決議は、本定款の規則並びに国際ロータリーとその加盟クラブが設定した方針に従うべきものとする。

本クラブが大学を結成基盤とする場合には、すべての学生団体並びに課外活動のために大学当局が設定したものと同一の規則および方針に従うべきものとする。

理事会は、すべての役員および委員会に対し管理権を有するものとし、正当の理由のあるときには役員を罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。
3. 役員および理事の選挙は、地元の習慣と手続きに反しない方法によって毎年3月1日までに行わなければならない。但し選挙に当たってはいかなる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上のものを必要としないものとする。ローターアクト・クラブ会長と地区代表が任期中に30歳に達した場合、指導力の継続性を図るために、さらにもう1年間、直前会長または直前地区代表として在籍できる。

すべての役員および理事の任期は1ヵ年とする。国際ロータリーの文書による許可を得たうえでなければ1ヵ年未満の任期を規定してはならない。
4. 次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長はすべてRI地区ローターアクト委員会と協力して行われる、地区ローターアクト委員会の指導者研修を受けるものとする。

第7条…活動およびプロジェクト

1. 第3条第1節に規定されている範囲内において、本クラブは、クラブ活動に関する企画、組織、資金調達および遂行に責任をもち、これに必要な資金、労力および創案はクラブ自ら提供しなければならない。但し、他の団体との協力による合同プロジェクトの至活動の場合は、他の団体とその責任を分担すべきものとする。
2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要プロジェクト、すなわち社会奉仕と国際理解推進という二つの主要プロジェクトを実行しなければならない。そしてこれら二つの主要プロジェクトはいずれも会員の全員または大半の参加を必要とする。
3. 本クラブは、会員のために専門知識開発プログラムを提供するものとする。
4. クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、提唱ロータリー・クラブより時折あるいは臨時の経済的援助以上のものを懇請したり受領したりしてはならない。また、提唱ロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブや他のローターアクト・クラブに広く経済的援助を懇請

してはならない。さらに、どう価値の代償を提供することなしに、地域社会の個人、事業所または団体から経済的援助を求めてはならない。奉仕プロジェクトのために集めた資金はすべてその奉仕プロジェクトのために使わなければならない

第 8 条…委員会

1. 本クラブの細則に、次の常任委員会の設置を規定しなければならない: クラブ奉仕、国際奉仕、社会奉仕、専門知識開発、財務およびその他クラブの運営に必要または便利と思われる常任委員会。
2. 会長は、理事会の承認を得て、必要と思われる特別委員会をその任務を明示して任命することができる。かかる特別委員会は、いずれもその任務が完了した時、任命した会長によって解任された時、もしくはその会長の任期満了の時の三つのうち時間的に一番早い時をもって終結するものとする。

第 9 条…入会金および会費

1. 各ローターアクト・クラブまたは提唱ロータリー・クラブは、結成に際し、「ローターアクト・クラブ組織体一覧表」とともに、3000 円の加盟金を支払わなければならない。この加盟金は、最初のロータリー年度の全体または一部のローターアクト会費に充てられる。
2. 各ローターアクト・クラブまたは提唱ロータリー・クラブは、地区ローターアクト代表を通じて毎年米貨 20 ドル相当額の RI ローターアクト会費を支払わなければならない。
3. RI ローターアクト年会費を送金しない全ローターアクト・クラブは当該年度終了後解散させられるものとなる。
4. クラブ会員に対する入会金、会費または分担金等の賦課はすべて最小限にとどめ、クラブ運営の経費支弁のためにのみ徴収すべきものとする。クラブが行う活動並びにプロジェクトに要する資金は、かかる入会金、会費または分担金とは別途に調達すべきものとする。クラブの会計業務のすべては、毎年一回適格者による監査を受けるものとする。

第 10 条…定款および細則の受諾

本クラブの会員はすべて、入会の受諾によって、ローターアクトの目的並びに目標表明されたローターアクトの原則を受諾し、本クラブの定款並びに細則に従うことを承認したものとする。そして、これらの条件の下においてのみクラブ会員の特典に浴するものとする。定款および細則を受領していないことを理由として、その遵守義務を免れることはできない。

第 11 条…細則

ローターアクト・クラブは、本定款と矛盾せず、かつクラブ運営に必要なあるいは便利と考えられる修正を加えた標準ローターアクト・クラブ細則を採択するものとする。但し、かかる修正は、「標準ローターアクト・クラブ細則」に規定されている改正手続きに従って採択されたものでなければならない。

第 12 条…ローターアクト徽章

1. ローターアクトの徽章は、ローターアクト会員の専用とその便益のために保全されなければならない。本クラブの各会員は、会員身分持続中、品位ある適正な方法でローターアクト徽章を着用または他の方法で使用する資格を与えられている。この資格は会員身分の終結、または本クラブの解散の時をもって消滅するものとする。
2. 個々のクラブ会員が使用するときには、そのまま徽章を使っても良い。クラブを代表して使うときは、クラブの名称も徽章と一緒に使わなければならない。

第 13 条…存続期間

本ローターアクト・クラブは、本定款の規定並びに国際ロータリーの設定したローターアクトに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事由により解散されるまで、存続するものとする。(a) 本クラブ自身が解散の決定および決議をした場合；(b) 提唱ロータリー・クラブが地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議後、提唱を撤回した場合；または (c) 本定款に反する運営その他の事由のため国際ロータリーにより解散させられた場合。

本クラブの解散と同時に、クラブ並びに会員は、団体としても個人としてもローターアクトの名称並びに徽章に関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。

第 14 条…改正

本定款は、国際ロータリー理事会の決議によってのみ改正されうるものとする。また、標準ローターアクト・クラブに関して国際ロータリー理事会が採択した改正はすべて、自動的に本定款に適用されるべきものとする。

岡崎ローターアクトクラブ内規

昭和 62 年 7 月 1 日施行 平成 5 年 7 月 1 日改正
平成 10 年 7 月 1 日改正
平成 11 年 7 月 1 日改正
平成 12 年 7 月 1 日改正
平成 16 年 7 月 1 日改正
平成 17 年 7 月 1 日改正
平成 19 年 7 月 1 日改正
平成 22 年 7 月 1 日改正
平成 24 年 7 月 1 日改正

1. 事務局

本クラブの事務局は『愛知県岡崎市竜美南 1 丁目 2 番地 岡崎商工会議所 5 階 岡崎ローターアクトクラブ事務局内』に置く。

2. 委員選考方法

岡崎・岡崎南・岡崎東・岡崎城南の各ローターアクトクラブ又は本クラブの会員によって推薦された会員候補者の入会は理事会で選考し、決定する。但し、岡崎ローターアクトクラブのローターアクト委員長の承認を得なければならない。被推薦者は所定の入会金を納めることによりクラブ員に選ばれたものとする。

3. 例会

例会は毎月 2 回開催し、原則として各月第 1・3 木曜日の午後 7 時より午後 8 時 30 分までとする。

4. 例会場

例会場は原則として『Libra 岡崎市図書館交流プラザ 101 会議室』とする。

5. 例会運営

例会運営は次のように業務分担して行う。

会長 会長告示

副会長 会長代行

幹事 諸報告、記録

副幹事 幹事代行

会計 受付、ニコボックスの管理

例会設営担当委員会(交代制) 会場設営、食事準備、司会

例会進行担当委員会(交代制) 例会のテーマ進行

担当委員会の委員長は担当例会の 1 ヶ月前までに例会企画書を理事会に提出し承認を得る。

6. 例会欠席

止むを得ず例会を欠席する場合は、事前にその旨を連絡する事。

連絡先 は出席委員又は幹事

例会開催週の火曜日午後5時までに出席委員へ連絡。

例会当日は幹事へ連絡。

また、その他行事に関しても欠席する場合は、事前にその旨を連絡する事。

7. 長期欠席(休会)

病気又は止むを得ない理由により長期欠席(休会)する場合は、長期欠席(休会)届を提出して理事会の承認を得る事。長期欠席(休会)届の有効期間は6ヶ月間とし、期限が過ぎた場合は再度長期欠席届を提出して理事会の承認を得る事。

8. 役員・理事

本クラブの役員は、会長・副会長・幹事・副幹事・会計とする。又、理事は各委員会委員長とする。

9. 選挙

毎年2月1日までに次期役員・理事候補者を選出するものとし、現役員・理事がこれを行う。

毎年2月の第1例会において次期役員・理事候補者の氏名を発表し、賛否を問う。選挙の繁雑を避ける為、選挙と同じ効果をもつものとし、出席者の過半数の賛否を得た候補者を当選とする。

10. 役員の内命

現役員・理事及び次期役員・理事は、協議により毎年4月第2例会までに各委員を選出し、毎年4月第2例会において会長がそれを委嘱する。

11. 会費

本クラブの会員は次に定める年会費を会計年度始に納付しなければならない。

会費 30,000円

但し、年度中の新入会員については入会月度により次のとおりとする。

入会月度	7～10月	11～2月	3～6月
会費	30,000円	20,000円	10,000円
入会金	4,000円		

12. 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日までとする。

12-1. 一般会計

通常のクラブ会計報告は会計年度終了後90日以内とする。

会計報告は120日以内に各提唱ロータリークラブの会長・幹事・新世代委員長・ローターアクト委員長宛てにて各事務局へ提出する。収支計算業務に当たるのは該当年度会計・幹事とする。報告義務は、該当年度幹事とする。

12-2. 特別会計

当クラブ主催・企画した特別行事（招待行事・記念式典等々）の収支報告は開催日より60日以内とする。60日以降の精算は認めない。

また、90日以内に速やかに各提唱ロータリークラブに書面を以って報告する。特別行事の際に使用した現金・通帳等も開催日より90日以内に解約又は閉鎖する。

収支計算業務に当たるのは、実行委員会委員長とする。報告義務は、実行委員会委員長とする。

12-3. 会計責任者

12-1及び12-2の会計責任者はクラブ会長とする。会計報告者はクラブ幹事とする。

13. 旅費規定

地区年次大会・地区RA協議会・会長幹事会及びこれに準ずる会合に出席する会員の下記費用はクラブ負担とする。但し、他地区の会合に出席する場合の下記費用は理事会で検討する。

登録料 実費

交通費 実費

ガソリン代 2760 地区：補助 他地区：実費

宿泊 実費

14. 慶弔規定

会員の慶弔規定は次のとおりとする。

結婚	本人	3,000 円以内の金品
出産	本人又は配偶者	3,000 円以内の金品
死亡	本人	5,000 円以内の金品
	同居親族	5,000 円以内の金品
病気 (入院又は長期家庭療養)	本人	3,000 円以内の金品
災害		3,000 円以内の金品
定年退会		3,000 円以内の金品

この規定以外で特に必要な場合は理事会で決定する。但し、緊急を要し理事会が開催できない場合、会長・幹事の合議によりこれを決定することができるが、次回理事会においてこれを報告し承認を得ること。

15. 表彰規定

例会全出席者表彰(毎年度 6 月第 2 例会にて表彰する。)

この規定以外で特に必要な場合は理事会で決定する。

16. ニコボックス

会員は例会・行事の無断欠席、祝い事、嬉しい事、感激した事、表彰を受けた時その他よろず亘って機会をとらえ進んで応分の喜捨をし、ニコボックスを賑やかにする事。

17. 退会

会員は本クラブに退会を申し出る時は書面をもって行い、理事会に受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対する全ての負債が完済されている事を前提とする。